

使用開始日：2016年6月10日

りそな・小型株ファンド

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・小型株ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2016年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆3,893億円(2016年3月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

○ファンドの目的

ファンドは、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

○ファンドの特色

- 1 「アムンディ・日本小型株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通して、実質的に国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

※マザーファンドの銘柄選択に関して、株式会社りそな銀行より投資助言を受けます。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、マザーファンドの銘柄選択に関して投資助言を行います。なお、投資助言を行うにあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用いたしません。

- 2 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ(企業分析)により成長企業を発掘し、バリュエーション分析(割高・割安分析)で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン(値上がり益)の獲得を目指します。

- 3 Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス*をベンチマーク(運用目標)とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。株式への実質投資割合は、原則として高位とします。

※Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数です。

Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場銘柄の浮動株調整後時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の下位約15%の銘柄の中でグロース銘柄を対象としてRussell/Nomura Small Cap Growth インデックスが構成されています。

Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社および Russell Investments に帰属します。なお、野村證券株式会社および Russell Investments は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関する一切責任を負うものではありません。

- 4 ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

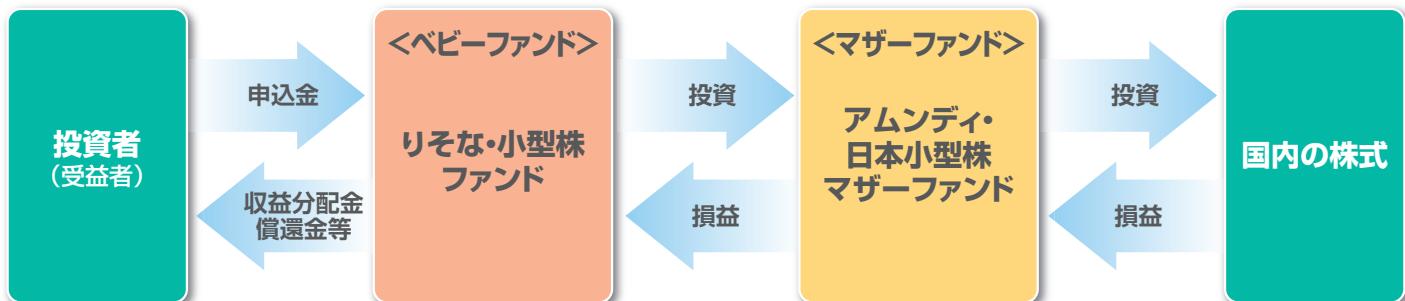
○ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*で運用を行います。

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内の小型株に投資します。

* ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

<イメージ図>



◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎マザーファンドの運用プロセス

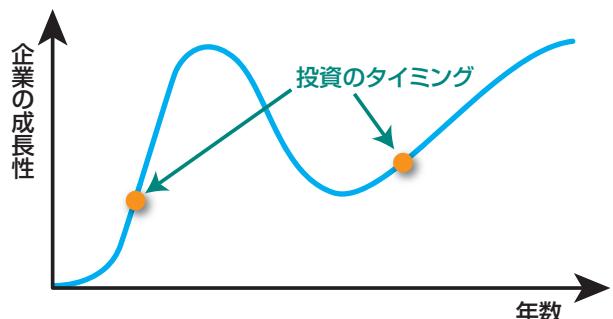
- 社会構造の変化によりもたらされる需要変化を成長の機会と捉えます。
- 需要変化により発生する有望市場に関連する企業に投資します。

【投資対象のイメージ】

社会構造の変化がもたらす需要変化



【投資のタイミングのイメージ】



- 株式会社りそな銀行は、小型株運用に特化した経験豊富な運用チームによるリサーチ活動により銘柄を厳選し、委託会社に投資助言を行います。
- 委託会社は投資助言を基に最終的に銘柄を決定し、投資します。

豊富な経験

小型株の運用経験

運用チームは、長年小型株運用を担当しています。

リサーチ活動

企業取材を重視

多くの企業を取材することで世の中の変化をつかみ、新たなアイデアの発掘を行います。

銘柄の選定ポイント

定性面
定量面

- 市場の成長
- シェア拡大
- 価格競争力
- 経営戦略

- 収益性
- 財務動向
- リスクファクター 他

成長力ある企業を発掘

*マザーファンドの運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◎主な投資制限

- マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

◎分配方針

◆毎決算時(毎年9月10日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

小型株とは

小型株とは一般的に、発行済み株式数が少なく、時価総額※が小さい株式のことをいいます。

※時価総額とは、株式を発行している企業の株をすべてお金に換えた場合の金額です。

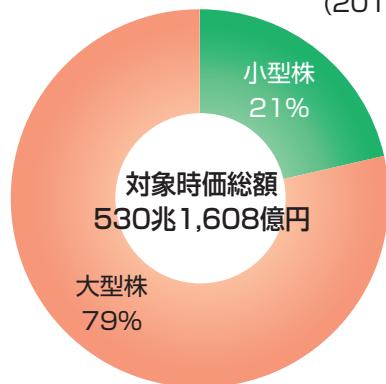
「時価×発行済み株式数=時価総額」として計算されます。

知名度が低い企業や上場したばかりの若い企業が多いのが特徴です。

※ファンドでは、購入時点で日本の全上場銘柄の時価総額構成比が下位30%相当の銘柄を投資対象とします。本書作成日現在。

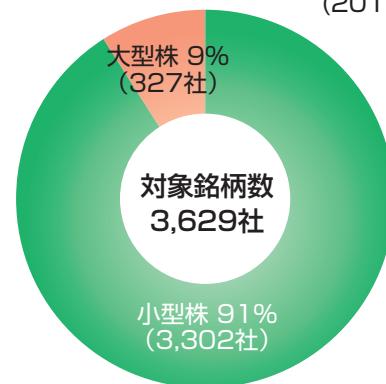
時価総額に占める小型株と大型株の比率

(2016年3月末現在)



銘柄数に占める小型株と大型株の比率

(2016年3月末現在)



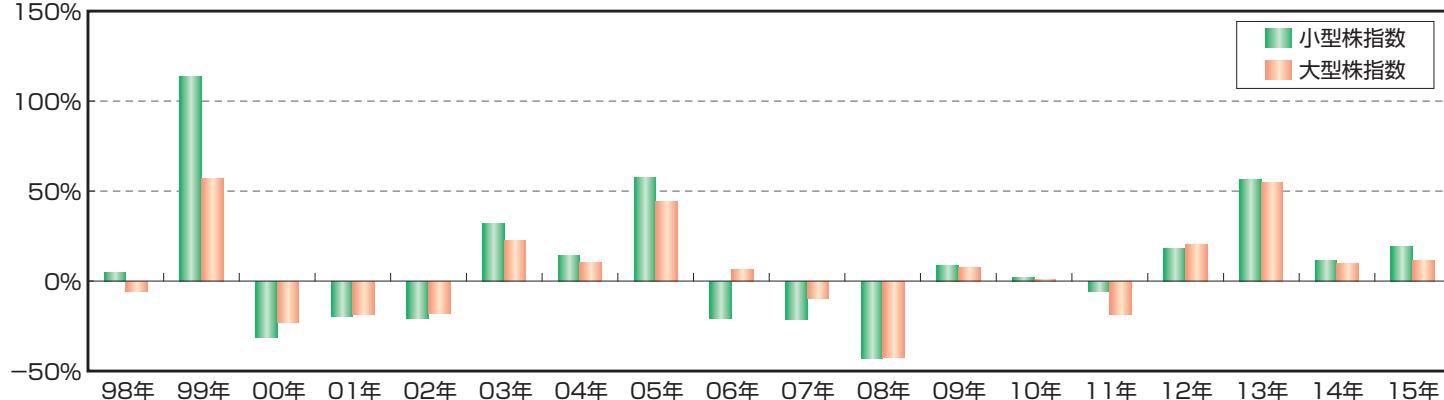
出所：大和証券株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※対象は日本の全上場銘柄。時価総額3,000億円未満を小型株、時価総額3,000億円以上を大型株としています。

小型株と大型株の年間騰落率の推移

小型株全体の業績の変化率は大きく、株価上昇時にはより大きなリターンが期待できる場合があります。

(1998年～2015年、年次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※小型株指数はRussell/Nomura Small Cap Growth インデックス、大型株指数はRussell/Nomura Large Cap インデックスを使用しています。

※Russell/Nomura Large Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスの規模別の指数です。

当指数はRussell/Nomura Total Marketインデックスの時価総額上位銘柄からなり、全時価総額の85%に最も近く、銘柄数が50の倍数になる銘柄から構成されます。

※Russell/Nomura Large Cap インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社および Russell Investmentsに帰属します。なお、野村證券株式会社および Russell Investmentsは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

- 小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。

- 上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

小型株の魅力

魅力① 高い成長力

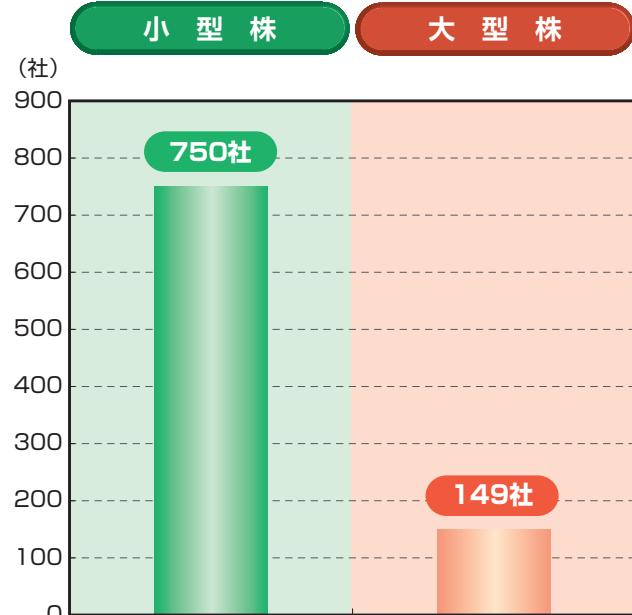
- 小型株市場には最高益を更新する企業が数多くあります。
- 小型株市場は知名度が低かったり、上場したばかりの若い企業など、今後の成長力が期待できる企業が多く存在します。
- ポートフォリオの構築において、業績の好調な企業の銘柄数が多いことは、それだけ選択肢の幅が広がることにつながります。より多くの魅力的な企業を発掘して投資することができれば、市場全体に比べて高いリターンが期待できます。

出所：大和証券株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※2016年3月末現在のデータを基に、時価総額3,000億円未満を小型株、時価総額3,000億円以上を大型株としています。

※日本の全上場銘柄を対象とし、経常利益を基に計算しています。複数の市場に上場している銘柄は1社とみなします。

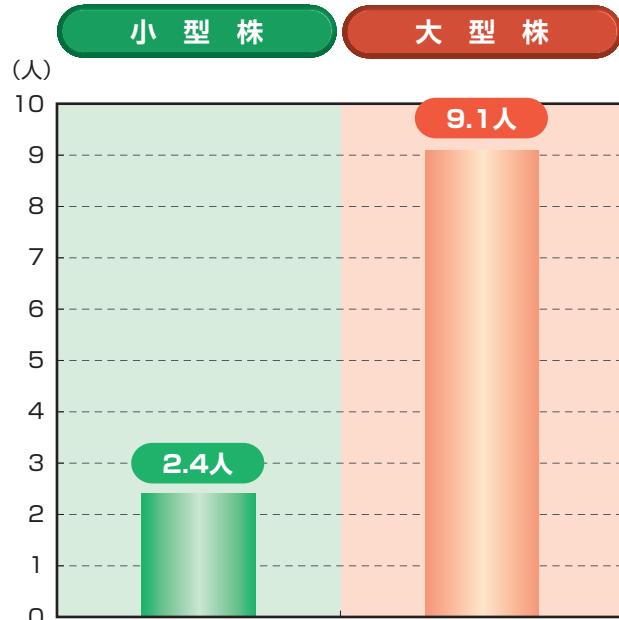
2016年度に過去最高益を更新すると予想される企業数



魅力② 有望な投資機会

- 小型株といわれる銘柄は、その企業の経営・業績を常に調査・分析している証券会社等の担当者が少なく、調査・分析の対象外の銘柄も、大型株に比べ多くあります。
- 調査・分析により、見過ごされている優良銘柄を発掘することが可能であると考えます。

小型株・大型株別の常時調査分析している平均担当者数の比較



出所：大和証券株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※2016年3月末現在のデータを基に、時価総額3,000億円未満を小型株、時価総額3,000億円以上を大型株としています。

※日本の全上場銘柄を対象としています。常時調査分析とは、QUICKコンセンサスに業績予想を出しているものをいいます。

- 小型株の中には、高い成長を実現する企業がある一方、そうではない企業も数多くあることにご留意ください。
- 上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

銘柄選択について

- 銘柄選択においては、小型株運用に定評がある株式会社りそな銀行よりマザーファンドの投資助言を受けます。
- 一般的な定性・定量評価に加え、社会構造の変化に着目し、今後成長が期待できる銘柄を発掘することも、株式会社りそな銀行の銘柄選択における特徴です。



社会構造の変化から生じる社会現象より「想定されるニーズ」を掘り起こし、対象となるセクターや関連銘柄を発掘・調査し、投資対象銘柄を厳選していきます。

「日本の社会構造の変化」に着目

社会構造の変化に注目した投資アイデアを基に、多様な成長株に投資します。

「想定されるニーズ」を取り込む小型株に注目

「想定されるニーズ」を取り込み、持続的かつ安定した成長が見込まれる小型株に投資することで超過収益の獲得を目指します。

「ボトムアップ・リサーチ」で銘柄発掘

小型株ファンドのファンドマネージャーだけで企業訪問を中心に年間1,000件近いリサーチ実績を誇ります。ファンドマネージャー自ら企業訪問を行うことで、企業の成長要因の発掘に努めています。このようなボトムアップ・リサーチを通じて、投資銘柄の選定を行い、良好な実績を残しています。

銘柄選定におけるプロセスのイメージ



●資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

マザーファンドの投資助言会社のご紹介

株式会社りそな銀行の小型株運用チームについて

株式会社りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来50年の歴史を持ち、その運用資産残高は15兆2,813億円*です。経験豊富な運用チームのもと、長い歴史と優れた運用実績を有する小型株運用は、株式会社りそな銀行における中核プロダクトの1つに位置づけられています。

*2016年3月末現在

■小型株運用の長い歴史と優れた運用実績

小型株の運用実績は通算約19年にわたり、年金基金からの資金受託等の経験と実績を有しています。

■経験豊富な小型株運用チーム

運用経験平均20年のファンドマネージャーによるチーム運用です。企業訪問を中心としたボトムアップ・リサーチを通じて、銘柄選定を行います。

りそなグループ運用部門(信託業務)の沿革

	りそな銀行	りそな信託銀行
1918年5月	(株)大阪野村銀行設立	
1948年10月	(株)大和銀行に商号変更	
1962年5月	(株)大和銀行の一部門として資産運用部門設立	
2001年12月	(株)大和銀ホールディングス設立	(株)大和銀行の100%出資により、大和銀信託銀行(株)設立。
2002年3月	(株)大和銀ホールディングス、(株)あさひ銀行と経営統合、(株)あさひ銀行は(株)大和銀ホールディングスの完全子会社となる	(株)大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引き継ぎ、大和銀信託銀行(株)営業開始
2002年9月		あさひ信託銀行(株)より営業の一部の営業譲渡を受ける
2002年10月	(株)大和銀ホールディングス、商号を(株)りそなホールディングスに変更	りそな信託銀行(株)に商号変更
2003年3月	(株)大和銀行、(株)埼玉りそな銀行分割後の(株)あさひ銀行と合併し、商号を(株)りそな銀行に変更	
2005年3月		(株)りそなホールディングスの完全子会社となる
2009年4月	(株)りそな銀行、りそな信託銀行(株)と合併	

ファンドの運用会社のご紹介

アムンディについて

- アムンディは、フランスの農業系金融機関の中央機関として1894年に設立された、ユニバーサルバンク、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門です。
- アムンディの運用資産額は、9,850億ユーロ(約130兆円、1ユーロ=131.77円で換算。2015年12月末現在)にのぼり、世界トップクラスの運用会社の1つです。
- 世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディ・ジャパン株式会社について



ASSET MANAGEMENT

1986年	インドスエズ・アセット・マネジメント
1998年	インドカム・アセット・マネージメント投信
2001年	クレディ・アグリコル アセットマネジメント

山一投資カウンセリング 1971年

山一投資顧問 1980年

エスジー山一アセットマネジメント 1998年

ソシエテジェネラルアセットマネジメント 2004年

2010年7月 アムンディ・ジャパン株式会社

運用資産残高：4兆5,887億円*

投資信託委託業の運用資産残高：2兆3,893億円

投資顧問業の運用資産残高：2兆1,994億円

*2016年3月末現在。各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

投資リスク

○基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、ファンドが実質的に投資する小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、市場規模や取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

○他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合等には、信託を終了させることができます。

② 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

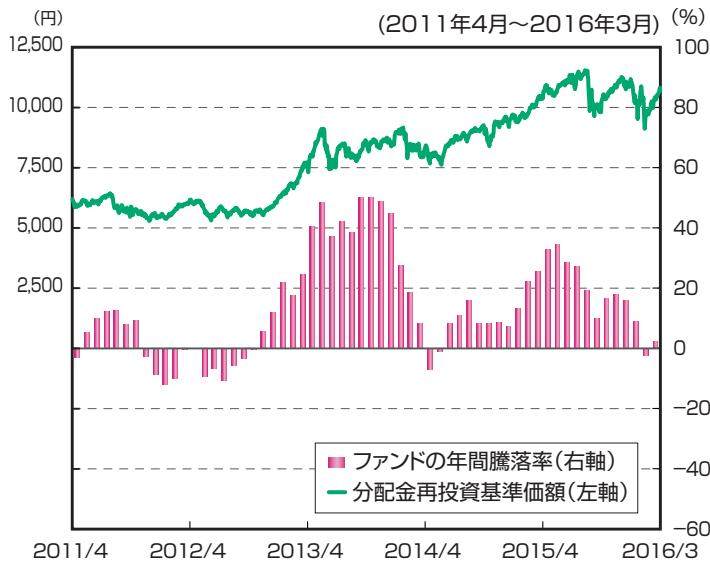
○リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

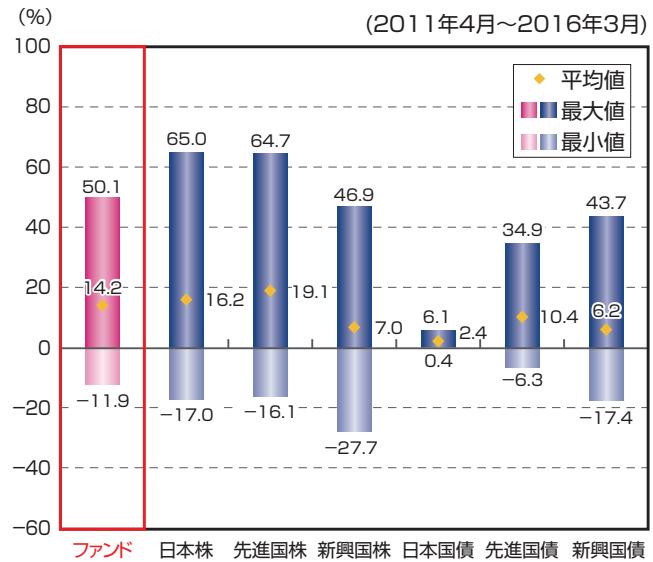
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2011年4月から2016年3月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指標について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

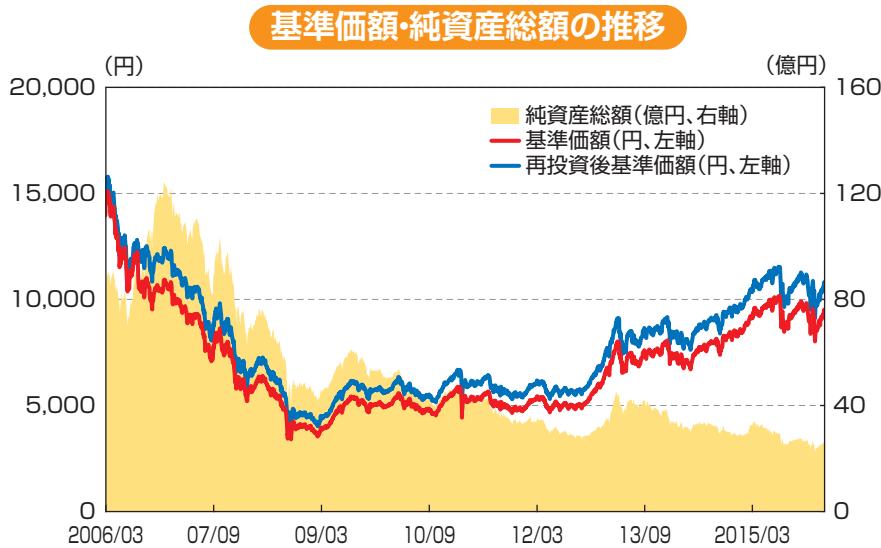
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

運用実績

○基準価額・純資産の推移、分配の推移

2016年3月31日現在



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	9,409円
純資産総額	26.0億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
7期(2011年9月12日)	0
8期(2012年9月10日)	0
9期(2013年9月10日)	0
10期(2014年9月10日)	0
11期(2015年9月10日)	0
設定来累計	1,460

*分配金は1万口当たり・税引前です。

*直近5期分を表示しています。

○主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位5業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

資産配分

	比率(%)
国内株式	96.27
現金・他	3.73
合計	100.00

*比率はファンドの純資産総額に対する実質組入割合です。

*四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

*現金・他には未払諸費用等を含みます。

組入上位10銘柄

(アムンディ・日本小型株マザーファンド)

	銘柄名	業種	比率(%)
1	日本光電工業	電気機器	2.19
2	三浦工業	機械	2.14
3	日本ユニシス	情報・通信業	2.13
4	リロ・ホールディング	サービス業	2.10
5	トラスコ中山	卸売業	2.05
6	ダイワク	機械	2.04
7	ミルボン	化学	2.02
8	技研製作所	機械	1.97
9	ウエルシアホールディングス	小売業	1.95
10	アリアケジャパン	食料品	1.91

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

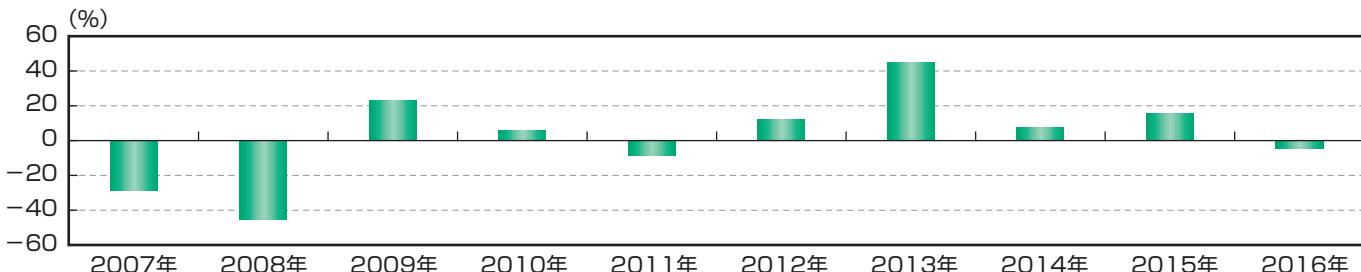
組入上位5業種

(アムンディ・日本小型株マザーファンド)

	銘柄名	比率(%)
1	サービス業	16.74
2	機械	11.27
3	小売業	10.23
4	化学	9.28
5	電気機器	6.82

*比率はマザーファンドの組入株式評価額に対する割合です。

○年間收益率の推移



*年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*2016年は年初から3月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

○お申込みメモ

購入単位	「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成27年12月11日から平成28年12月12日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社は、換金申込が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる場合等、一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成16年9月1日)
繰上償還	委託会社は、信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年9月10日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	300億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除が適用される場合があります。 株式投資信託(一部のETFを除く)にかかる益金不算入制度は、法令改正により、平成27年4月1日以降に開始する法人の事業年度については適用されません。 ※上記は平成28年4月現在の内容に基づいて記載されたものであり、今後変更される場合があります。

*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものと当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.24%(税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.836%(税抜1.700%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 (信託報酬の配分)		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	0.80%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.10%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※委託会社はマザーファンドの助言報酬として、マザーファンドの純資産総額が200億円以下の部分に対して年率0.20%(税抜)、200億円超の部分に対して年率0.15%(税抜)を乗じて得た金額を株式会社りそな銀行に支払います。 (支払方法) 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税 金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は平成28年4月現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。